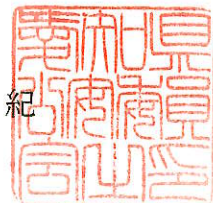


愛知県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり豊橋市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年12月22日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 豊橋市
- (2) 豊鉄バス株式会社
- (3) NTTドコモビジネス株式会社東海支社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、豊鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
NTTドコモビジネス株式会社 東海支社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度豊橋市自動運転社会実装推進事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
豊橋南プラザ	豊橋市大清水町字大清水 3 番地の1183地内
大清水駅前	豊橋市大清水町大清水 3 番地の874先
大清水駅口（上）	豊橋市大清水町大清水 3 番地の896先
大清水駅口（下）	豊橋市大清水町大清水565番地の 2 先
南高校前（上）	豊橋市大清水町元町450番地先
南高校前（下）	豊橋市大清水町元町410番地の 2 先
南大清水富士見（上）	豊橋市大清水町富士見700番地の 1 先
南大清水富士見（下）	同上
レイクタウン入口（上）	豊橋市富士見台三丁目 1 番地の 4 先
レイクタウン入口（下）	豊橋市富士見台一丁目 1 番地の 1 先
可知病院入口（上）	豊橋市富士見台三丁目25番地24先
可知病院入口（下）	豊橋市南大清水町字富士見337番地 1 先
レイクヒルズ入口（上）	豊橋市富士見台五丁目 2 番地の 8 先
レイクヒルズ入口（下）	豊橋市富士見台四丁目 5 番地の 7 先
レイクヒルズ	豊橋市富士見台四丁目10番地の 1 先
富士見郵便局北	豊橋市富士見台二丁目 1 番地の 1 先
5 区公園前	豊橋市富士見台二丁目10番地の 1 先
4 区公園前	豊橋市富士見台二丁目25番地の26先
2 区公園前	豊橋市富士見台二丁目27番地の 8 先
小学校西	豊橋市老津町字中原32番地先
大清水駅前ロータリー	豊橋市大清水町字大清水 3 番地1063先